



テーマ 最近の香港情勢、6つの問題

金森俊樹

香港では、6月に勃発した逃亡犯条例修正に対する反送中と呼ばれる抗議運動が反中・香港特区政府の様相を呈して、11月現在なお続いている。現地情報や中国内外の中国語媒体を通し、香港情勢を巡る6つの問題を検討する。

1. 情勢の行方—北京は持久戦に備え？

9月初、林鄭香港特区行政長官は6月に暫緩（当面猶予）、さらに7月、寿終正寝（死んだ）としていた条例修正の正式撤回を表明したが、雨傘運動5周年（9月28日）、新中国成立70周年の国慶節（10月1日）の混乱を経て、同長官は制定が英国植民地時代に遡る緊急情況規例条例、いわゆる緊急法を基に、議会を経ず、デモ参加者のマスク等着用を禁じる禁蒙面（覆面）規例を発表した。さらに立法会での長官施政報告（民主派の妨害でTV演説になった）が抗議運動の要求に応えなかったことを経て、混乱はむしろ高まった。香港の地元紙と大学が10月中旬に行った調査では、規例に反対が7割、6割がむしろ逆効果、2割が効果なしと回答。香港大学民意研究計画を引き継いだ香港民意研究所調査では、78%が施政報告に不満と回答、また林鄭長官の支持率は11%、特区政府を信任しないとの回答が68%と何れも過去最悪を記録した。なお同調査では、83%が香港独立には賛成しないと回答しており、抗議運動の背後に香港独立を画策する外国勢力がいるとの北京の見方には反する結果になっている。

条例修正の正式撤回は抗議運動の中の和理非（和平、理性、非暴力）勢力とそうでない勇武派の分断を狙ったものだが、そもそも5年前の雨傘運動と異なり、今回は全般的に運動が和理非から過激化、また和理非派が勇武派と必ずしも分離していない。香港の学者が8月、抗議デモ現場で行った調査では、94%が抗議デモの過激な行動を理解、53%が警察への武力攻撃を受け入れると回答したという。要因として、特区政府が遅々として何ら譲歩しないため、和理非では事は進まないとの意識が強くなったこと、警察が催涙弾など強硬な手段をとるようになったことが指摘されている。その結果、デモ過激化→警察の対応が強硬に→それに反発してデモがさらに過激化という悪循環が生じている。

今後の行方を占う上で、北京の対応が鍵となる。あり得る対応は単純化すると、①なんらかの譲歩、②軍事介入などの直接介入、③香港基本法18条に基づく緊急事態宣言、④譲歩も介入もせず事態が自然に鎮静化するのを待つ4つ。①について、抗議運動参加者の間に「五大訴求、缺一不可（5大要求は1つとして欠くことはできない）」との声が挙がっている（図表1）。北京は原則に関わる事項で譲歩したという事実自体を嫌うため、要求の中の普通選挙実施で譲歩する可能性は低い（後述2.③参照）。まずは、独立委の設置などそれ以外の要求を特区政府が呑むことを、北京が主権に関わる話でないとして容認できるか、それで事態は収束するか判断となる。

(図表 1) 抗議運動が掲げる「5大訴求 缺一不可」



(注) ビラには「5大訴求 缺一不可」として、①逃亡犯条例修正撤回、②6月12日デモの暴動認定取り消し、③(警察の暴力に関し)独立調査委員会設置、④拘束されたデモ参加者釈放、⑤普通選挙即時実施、が記載されている。

(出所) 2019年9月4日付自由亞洲電台が7月21日の抗議運動の様子として掲載

②、③は実際には同時に起こり得るが、混乱を収束させる当面の必要性和、国際金融センターとしての地位が損なわれ、海外から一国両制(二制度)は失敗したと言われるリスクを天秤にかけ、米中貿易戦争への影響も考える難しい政策判断となる。後述2.の事情から、党内コンセンサスが得られるかという問題もある。③は全人代常務委が決定し本土の関連法律を香港に適用するものだ。②、③の実行は「特区政府の要請に応じて」という形となるだろうが、まずは港人治港(香港人による香港統治)原則を尊重しているとの姿勢を示すため、特区政府の対応を優先させつつ、下記、第4回党中央委員会全体会議(四中全会)で示したような収緊(締め付け)・関与を強めることになろう。④については、北京は②や③を望んでいるわけではなく、既に曠日持久、延々と時間を費やす持久戦への準備ができているとの見方がある。混乱長期化に伴う経済への悪影響で、抗議運動に対する一般の支持が失われていくとの読みだろう。

19年10月末、当初の予定から約1年遅れ、四中全会が開催された。会議後に発表された公報及び記者会見が全体として終始、「党の集中統一領導(統率指導)を堅持する」方針を強調した点が目立った。その中で香港については、抗議運動自体には触れなかったが、「一国両制を堅持・完善(完全なものにしていく)」「憲法と基本法に厳格に依拠して香港を統治し、その長期的繁栄と安定を守る」との常用文言に加え、「国家安全を守る法制度・執行メカニズムを確立・健全化」とした。これについて、歴史的に大きな議論を巻き起こして棚上げ状態にある基本法23条(特区政府は国家分裂、反乱扇動、中央政府転覆などの禁止を具体化するための立法を行うと規定)に基づく立法作業を進めるよう特区政府への圧力を強める可能性があるとの見方と、すでに議論が出ている辱警罪(公職者侮辱罪)やネット規制など基本法とは関連しない方法はあり得るとしても、抗議運動を一層過激化させる恐れがある23条の具体化はないとの見方に分かれている。記者会見で全人代常務委香港マカオ基本法委主任は、公職者や若い世代を中心とした憲法・基本法教育と国情教育の強化、国家意識と愛国精神の増強、基本法の解釈、高官任免などの面で香港への関与を強める方針も示した。

2. 香港情勢は北京の内部対立を反映?

当初から、国家主席の任期制限を撤廃するなど権力集中を強める習近平氏に対立する勢力が、習氏を窮地に追い込むため混乱をしかけているとの噂があるが、実際以下、北京内部が一枚岩でないことを示す動きが認められる。

①8月上旬の河北省での北戴河会議（指導部と長老による毎年恒例の秘密会議）で、強硬意見が有力な現執行部に対し、胡錦濤前国家主席が長老を代表する形で、「決して香港に狼角色（強硬な態度）をとってはならない」との強い表現で警告を發したとの情報がある。北戴河会議直前には、六四鎮圧（1989年6月4日の天安門事件）への関与で知られる李鵬元首相の葬儀が行われたが、現指導部と江沢民元国家主席が参列する一方、胡錦濤、温家宝、朱鎔基の各氏ら何人かの長老が姿を見せず。

②条例修正の正式撤回表明の前後に以下のような動き。通常の承認ルートは特区政府→国务院香港マカオ弁公室（港澳弁）、中央政府香港連絡弁公室（中联弁）→韓正党常務委員・副首相率いる党中央港澳工作協調小組→（重要事項の場合）国家主席弁公室だが、撤回はこのルートで反習勢力の影響が強いと言われる港澳弁や中联弁の承認を経たものではなかった可能性がある。

(i) 林鄭長官が撤回を表明した前日、港澳弁は記者会見で抗議運動に対し「その性質が当初の単なる修正案反対から変質」「5大訴求の旗を掲げた政治的強迫」「暴力と混乱を止める点で一切の妥協なし」と強い態度を示しており、直後の長官撤回表明と大きな齟齬。

(ii) 本土メディアのうち新京報や北京日報はいち早く撤回の情報を伝えたが、中央政府に近いメディアは何れも関連報道をせず、同日夜によりやく新華社が「林鄭長官が事態打開のため4項目の行動を提起」とのタイトルで目立たない報道をしたのみ。

(iii) 本土の多くの専門家や政界関係者も当初撤回報道に懐疑的で、状況が明らかになるにつれ、「これは中央の意思によるものか」との疑問を呈した。

(iv) 長官は撤回表明直後の記者会見で、「撤回は香港特区政府が決定。中央政府はこれを承知しており、支持、理解、尊重している」と述べたが、外交部や港澳弁はメディアの質問に答えず、棚上げ決定時のように、対外的に明確な態度を示さず。

③10月下旬、某欧米紙が北京は情勢が落ち着くのを待って林鄭長官を更迭する意向を固め、22年までの同長官の残りの任期を務める臨時長官を選考していると伝えたが、これは北京の某勢力が意図的にリークしたものとの憶測がある。中国政府は本件で普通選挙の議論に火が付くことを懸念する一方、基本法53条は「行政長官が職務履行できない状態になった場合、財政、政務、律政の各長官が順次臨時代理として職務を代行し、行政長官が空席となった場合は6か月以内に補選を行う」と規定しており、仮に報道が事実とすれば基本法違反になる。中国外交部は「別有用心的政治謠言（下心のある政治的デマ）」という、通常あまり使用しない強い表現で報道を否定。

④上記、四中全会が延び延びとなっていたのは、経済減速、対米関係、香港問題の三大麻煩（やっかい事）への対応についての党内路線対立が原因と憶測されていた。党内が団結していれば、四中全会は本来、2期目習政権の経済運営が主題のはずだが、会議公報は一国両制を国家安全保障と関連付ける異例の形で提示、また党領導強化が繰り返し強調されており、これらは党内部の大きな危機意識を反映するものと見られている。

⑤日常業務を別にして、香港問題は港澳弁や中联弁から習氏直轄の国家安全部門に移管されたとの情報がある。11月4日、林鄭長官は北京で習主席と会談したが、その際、外交トップの楊潔篪政治局員、王毅外交部長（大臣）と並び、趙克志公安部長が同席している。

なお、この会談で、習主席は林鄭長官への支持を表明し、間接的に上記③の噂を否定。

3. 北京は一国両制をどう捉えているのか？

1つの手掛かりは、2017年7月、香港で開かれた返還20周年記念式典で、習演説が一国両制の趣旨、ねらいとして強調した以下の4点だ（図表2）。

①「一国」と「両制」の関係を正確に把握すること。「一国」は根、「両制」は枝であり、根が強

固であって初めて枝は栄える。一国両制を提起した第一の目的は国家の統一を実現しそれを維持するため。国家主権に危害を及ぼし、中央の権力と香港基本法の権威に挑戦し、また香港を利用しての本土に対する破壊行為といった活動はいずれも紅線（レッドライン）に抵触するもので、断じて許すことはできない。

②物事はすべて中国憲法と、憲法を根拠にして制定された基本法律である香港基本法に従って処理すること。

③香港の発展に照準を合わせることが第1かつ永遠の課題で、一国両制の目的は返還を円滑に進めることに加え、香港の発展促進と、その国際金融、海運、貿易面での地位を保持すること。

④調和のとれた安定的な社会環境を維持すること。香港は1つの多元化社会で、具体的な問題について様々な意見があり、時に重大な意見の相違があることは不思議でない。ただ、それを泛政治化旋渦（非政治的なものを政治化する大きな渦巻き）にすることは有害無益で、社会経済発展を阻害する。

ここから読み取れることは何か。①、②から、中国政府の優先順位は「一国」、次いで「両制」であり、基本法はあくまで憲法の下にあるとしたことで、中国政府は「両制」を希薄化しようとしているとの見方が内外にある（図表3）。上記四中全会記者会見ではさらに、「一国」が最優先で「両制」を実行するための基礎、「両制」は「一国」に属し「一国」の下に位置する点が明確に強調された。ただ17年習演説や四中全会記者会見は同時に香港の安定と発展を強調し、「両制」はそれを確保するための手段と位置付けている。つまり、「一国」は主権に関わる、譲れない大前提だが、その中で香港の安定と発展を確保することを最重要課題としている。おそらく、一般の多くの香港居民はこうした考え自体にはさほど違和感はないのではないか。北京からすれば、内外の対中批判は「一国」に対する認識不足によるものということになる。

（図表2）北京から見た一国両制



（注）「祝香港返還20周年・香港特別行政政府第5期政府スタート」とあり、右下カッコ内は習氏が「一国両制」について強調した4点(本文参照)。旗は左が中国国旗、右が香港旗。2017年7月1日は林鄭長官が正式に就任した日でもある。

（出所）2017年7月1日付央視（中国中央電視台）網より転載

（図表3）海外反中勢力が見る一国両制



(注) HK は香港、TW は台湾。

(出所) 2019 年 1 月 5 日付中国新聞中心 (米国拠点の華人向け情報発信サイトと思われる) より転載

4. 深圳で香港の代替ができるのか？

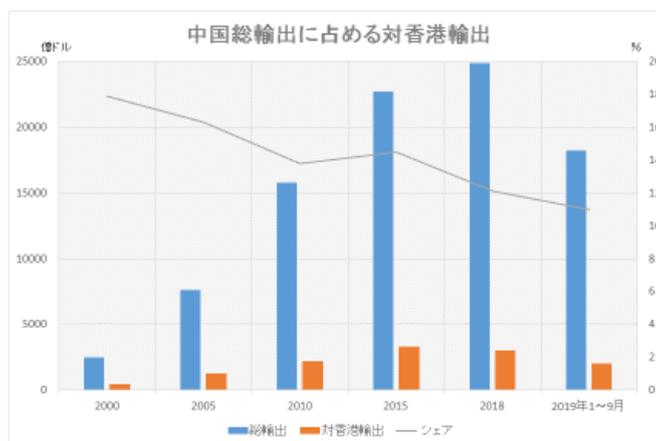
香港で混乱が続くさなかの 8 月、中国政府は 2018 年に GDP 規模で初めて香港を上回った隣接する深圳を、二期目習政権が 17 年党大会以降掲げている看板「中国特色社会主義」の先行モデル地区にする意見を発表した。意見は深圳の三步走 (3 つの発展段階) を以下のように示している。

- ①2025 年までにその経済的実力と発展の質を国内都市の最高水準にする。研究開発費の投入強度 (対 GDP 比) を高め、産業の創新 (イノベーション) 能力を世界一流にする。文化などソフト面の実力を大幅に高め、公共サービスや環境を世界の先進水準にする。
- ②35 年までにその発展の質が国内のモデルとなり、都市の総合的経済競争力が世界の先頭を走り、創新都市として世界的影響力を有し、国内で社会主義現代化のモデル都市となる。
- ③21 世紀中頃までに、競争力、創新力、影響力の面で世界の中で卓越したモデル都市になる。

産業の創新を強調している点では、広東・香港・マカオ大湾区計画 (19 年 2 月発表) が深圳を創新都市の中核として位置付けたことと整合性はとれている。これら措置の発表タイミングから、北京の意図について様々な憶測が飛び交っている。「深圳で香港を代替しようと考えているという香港に対する警告」「本土に残る諸規制を考えると、代替はすぐにはできない」などだ。

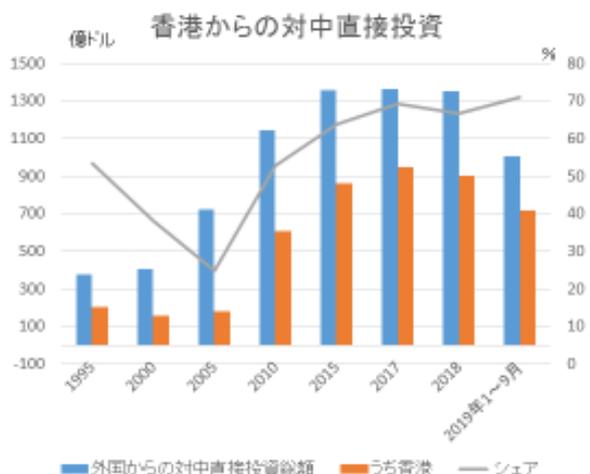
この問題を考える際には、本土市場の改革・自由化がどう進むのかと、その関連で香港が中国経済全体の中で果たす経済的役割に注目する必要がある。香港経済が中国経済全体に占めるシェアは 90 年代から大きく低下しているが (97 年返還時 18%→近年 2~3%)、中国総輸出に占める対香港輸出 (香港を経由して第 3 国に輸出される分を含む) はなお 10%を超え、香港から本土への直接投資は中国の対内直接投資全体の 7 割を占める (図表 4、5-1)。対本土直接投資の中には、香港経由で資金を本土に還流させることで、各種外資優遇措置の適用を受けようとする中国企業も多いと言われる。中国でもこうした迂回投資を「返程投資」と称して認識されているが、実態は必ずしも明らかでなく、各種推計で香港から本土への投資の 3~4 割を占めるとされている。実際、本土から香港への投資も中国の対外投資全体の 6 割にのぼる (図表 5-2)。中国の外資に対する企業所得税優遇は 08 年に廃止されたが、ハイテク関連などセクターによっては残っており、地方政府が外資誘致のため各種優遇措置を採ることも引き続き認められている。さらに、中国企業が 08~19 年 7 月に株式新規上市 (IPO) で調達した資金は本土市場 3000 億ドル強、香港市場 1500 億ドル強、米国市場 460 億ドル弱、香港市場での銀行融資も米国市場の 3 倍で、中国企業にとって香港資本市場は米国資本市場よりはるかに重要だ。

(図表 4)



(注) 2019年1~9月は速報
(出所) 中国海関統計、国家統計局

(図表 5-1, 5-2)



(出所) 中国商務部外資統計、吸収外商直接投資快訊



(出所) 中国商務部対外直接投資公報

本土の資本取引規制については9月、外国からの中国株・債券に対する投資規制である適格海外機関投資家 (QFII) と人民元適格海外機関投資家 (RQFII) の投資上限額規制が撤廃された。今年に入り減速が著しい国内経済や米中貿易戦争を踏まえ、資本流入促進と規制緩和アピールをねらった措置だが、これまでも実際の利用は上限を大きく下回っており (枠消化率 30%程度)、実質的な意味は乏しいとの見方が多い。為替手数料、税制面や中国内からの海外送金の煩雑さの問題などから、香港を活用した滬港通 (上海・香港ストックコネク) や深港通 (深圳・香港ストックコネク) が好まれる構図に変わりはないだろう。そもそも 2019年8月までに QFII、RQFII で承認された投資資金の各々約 23% (260 億ドル)、50% (3450 億元) は香港経由だ。他方、中国から海外への投資に関する適格国内機関投資家 (QDII)、人民元適格国内機関投資家 (RQDII) の規制は続いており、資本流出を抑える観点から、時にむしろ規制が強まっている (例えば、RQDII は 15 年後半~18 年央停止)。本土の資本取引規制は基本的には自由化の方向だが、政府の政策運営が指令的なだけに、政策のボラティリティが高くなる特徴がある。

米国の Heritage Foundation 「経済自由度指数 2019 年報告」では、香港はなお世界 1 位だ。本土

では立法、行政、司法の相互協調関係が強調され、特に習政権以降、党の主導的地位が強化されているが、香港では三権の分立、バランスがとれている。この点につき、ある国際法律事務所は、本土では逮捕拘留された後、しばらくの間、外部との接触が禁止されるのに対し、香港では朝逮捕された後、午後には釈放が認められる場合があること、香港の司法関係者の中にはなお外国籍の者もいることなどに対し、本土関係者が驚愕することを例に挙げている。市場インフラや法制度が国際標準として広く認知されている香港の代わりに、深圳あるいは上海が、中長期的にはともかく、少なくとも直ちにはできないというのが大方の見方だろう。

5. マカオはなぜ平穏なのか？

そもそも香港で反送中運動がここまで大きな緊張と混乱を招くに至ったのは、特区政府、中国指導部、および中央政府内香港関連部局の以下のような点に関する情勢判断が甘かったためと言われている。

- ①政治的に敏感な問題に対する香港居民の懸念。特に十分な「民主的」手続きを経ず事を進めることへの香港居民の反発。
- ②雨傘運動以降、少なくとも表面的には勢いが弱まっていた非建制派（親体制派以外、野党）の議会操作能力と政治的影響力。
- ③台湾（20年1月総統選で再選を目指す蔡英文総統は自らに有利に働く要因として材料視）や諸外国の反応。
- ④林鄭長官と特区政府への香港居民の不満。自大（傲慢）、躲避（都合が悪いと逃げる）、拖拉（てきぱき仕事をしない）、経済界を偏袒（えこひいき）等の声があり、その根底には住宅問題、所得格差等の民生問題がある。

他方、香港で混乱が続く中で、隣接するマカオは平穏を保っている。その人口、GDPは各々香港の10分の1、5分の1で、きわめて小さい経済体だが、同じ一国両制であるにもかかわらず、なぜマカオは違うのか。19年8月中旬には親中派の新たな行政長官が選出され、新長官は「一国両制、澳人治澳（マカオ居民によるマカオの統治）、高度自治を全力で推進する」と述べている。行政長官選出方式は香港と同様だが、香港の雨傘運動の時のような反対はない。現在、反体制派と見られる人物の香港からの入境を規制しているとの情報もある。本土との経済関係、および人々の意識、気質の違いによるところが大きい。

- ①香港では国家安全保障関係の法整備（基本法23条）は大きな抵抗があり棚上げ状態になっているが、マカオはすでに2009年に国安法を制定しており、反体制派が結集し難い状況になっている。
- ②中国返還後、マカオで大規模な抗議運動が勃発したのは14年の一度だけ。この時は、離補法（行政長官など政府高官が離職する際、高額の離職補助金を受けとることができるようにする法案）に対し、不透明だとの大反対が起こり、同法案が撤回に追い込まれた。これは、マカオでは自らの経済的利益に直接関わる話の時だけ大規模抗議運動が起こるといふ、マカオ居民の気質を示している。
- ③マカオ経済の大半はカジノおよびその関連産業が占めており、その成長は本土からの旅行客の増加および彼らの消費に大きく依存している（マカオ大学マクロ予測研究所調査では、17年3260万人の訪澳旅客のうち6割強、2000万人超が本土からの旅客）。習政権になってから本土での腐敗汚職摘発が強化されたことを受け、カジノ産業は14～15年停滞したが、16年以降活気を取り戻しつつある。18年、カジノ産業があげた利益は380億米ドル、これに課している直接税収入（税率35%）は133億米ドルと前年比14%増で、財政収入の8割を占める。19年1～9月は前年同期比1.7%減だが、マカオの財政収入が本土の景気減速と密接に連動していることを示すものに他ならない。本

土に大きく依存する経済構造がマカオ居民の本土との一体意識を強くしている。

6. 日本はどう対応すべきか？

日本ができること、やるべきことは限られている。何れも自明だが、以下のような点を必要に応じ北京や香港に発信することに尽きる。

- ①一国両制の下、どう対応するかは一義的には北京と香港自身の問題と認識。
- ②ただし、中国本土も香港も日本にとってあらゆる面で重要なパートナーであり、その関係を維持・発展させるためには平和的解決が必須。
- ③警察側であれ、抗議運動側であれ、いかなる暴力的行為にも強く反対。

他方、米国の「香港人権民主法案」に対し、中国外交部は内政干渉だとして強く反発している。米国が香港情勢について「説三道四（四の五の言う）」ことに中国がいら立つのは、理解し得る。ただ、米国が香港情勢を評価し、現在香港に付与している優遇措置をレビューすること自体は米国自身の政策に関わる話で、必ずしも内政干渉とは言えない。むしろ、情勢を事実に基づき、冷静、客観的かつ公正に評価すべきことは言うまでもなく、中国が主張すべきはその点ではないか。

周知のように、一国両制は返還後 50 年保証されている。遠い先の話のようだが、あと 28 年しかない。現下の様々な動きは、それに向けて、香港と本土との関係がどうなっていくかを占う様々な手掛かりを提供している。

（免責事項）本稿は筆者の個人的分析・見解である。

執筆者紹介

金森 俊樹（かなもり としき）
兵庫県神戸市生まれ
一橋大学経済学部卒業後、旧大蔵省入省
アジア開発銀行本部・同研究所
香港理工大学（中国経済センター）
香港中文大学（普通話課程）
（株）大和総研等を経て
2015 年より香港所在の Nippon Wealth Limited, a
Restricted Licence Bank 独立取締役。



当財団では、第一線で活動される気鋭の執筆者に依頼し、時代を拓く提案、提言をニュースレターとして発信しています。ご意見をおよせください。

財団事務局 abrighterfuture@theoutlook-foundation.org

一般財団法人 未来を創る財団：<http://www.theoutlook-foundation.org/>

© 2019 The Outlook Foundation. All rights reserved.